

令和5年度

佐渡市進出企業定着・地域活性化支援事業補助金

公募要領

佐渡市地域振興部移住交流推進課

## 目次

1 応募にあたり	1
2 事業の目的	1
3 補助対象者	1
4 補助対象事業	1
5 事業概要	2
6 補助対象経費	2
7 応募手続	3
8 事業採択の決定方法	3
9 交付条件	4
10 問い合わせ先	4

### (様式)

- ・令和5年度「佐渡市進出企業定着・地域活性化支援事業補助金公募申請書」
- ・(別紙1) 事業計画書
- ・(別紙2) 事業収支予算書

## 1 応募にあたり

本事業の採択事業を選定するにあたり、以下の各項目を十分に理解の上、応募すること。また、本事業は、内閣府及び新潟県からの交付決定並びに令和5年度佐渡市当初予算の議会議決をもって執行されることとなることから、補助金の交付を確約するものではないことに留意すること。

## 2 事業の目的

本事業は、地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金並びに佐渡市インキュベーションセンター等開設支援事業補助金により整備されたサテライトオフィス等に進出する県外の企業（以下「進出企業」という。）と佐渡市内に主たる事業所を有する企業等（以下「地元企業等」という。）が連携して行う、地域資源を活用した地域活性化に資する取り組みを目的としたプロジェクトへの支援により、進出企業の基盤強化と地域定着を図るとともに、地元企業等との連携を加速化させ、地域活性化を図ることを目的とするものである。

## 3 補助対象者

- (1) 地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金並びに佐渡市インキュベーションセンター等開設支援事業補助金で整備されたサテライトオフィス等へ進出していること（令和5年度中に進出予定の者を含む）。

### 【対象となるサテライトオフィス等】

- ・ SADO PORT LOUNGE
- ・ インキュベーションセンター河原田本町
- ・ REBIRTH 佐渡ワーケーションプレイス
- ・ インキュベーションセンター真野新町

※インキュベーションセンター真野新町は令和5年度に運用開始予定。

当施設へ進出を希望する場合は、担当課と協議の上、入居の確約を行うこと。

- (2) 進出企業と地元企業等において、連携協定や協力協定を締結していること若しくはその見込みがあること、又は協議会等のコンソーシアムに参画していること。

## 4 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、2. 補助対象者の要件すべてを満たす者が行う、以下の要件をすべて満たす事業であることが必要である。

- (1) 進出企業と地元企業等が、連携協定や協力協定を締結し、地域資源を活用した地域活性化に資する取り組みを目的としたプロジェクトに係る事業

### 【対象となる分野】

人口減少対策、DX等人材育成、雇用創出、空き家活用、医療・介護・結婚促進・子育て・健康づくり、地域づくり、自然課題に対する新しいソリューション、脱炭素社会の推進、地場産品・特産品づくり、ワーケーション・シティープロモーション、観光振興など、地域課題の解決や地域経済への波及、地域活性化に資する事業

※以上は例示であり、この他にも地域資源を活用した地域活性化に資するプロジェクトと認められる事業であれば対象となり得る。

※自社商品の開発や地元企業等との連携が認められない場合は補助対象外とする。

(2) 佐渡市内で実施される事業であること。

## 5 事業概要

- (1) 事業期間 交付決定の日（令和5年4月1日以降）から令和6年2月28日(水)まで
- (2) 補助率 100分の75
- (3) 補助額 1者当たり30,000千円を上限とし、予算の範囲内で補助する。
- (4) 採択件数 5件程度

## 6 補助対象経費

(1) 経費区分・費目・内容

区 分	補助対象経費
ハード経費	・施設整備に要する経費 ・設備整備に要する経費 ・備品購入に要する経費 ・施設整備等のために要する設計等に要する経費
ソフト経費	・事業に必要な人件費や旅費 ・事業に必要なプロモーション費 ・その他事業実施に直接必要な経費

<補助対象外経費>

- 消費税及び地方消費税、振込手数料
- その他、本事業と直接関係しない経費

(2) 補助対象経費の基本的な考え方

- 公的資金を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・適法性・正確性に十分留意すること。
- 事業期間内に契約・支払が完了する経費であること。
- 補助対象であること（使途、単価、規模等）の確認が可能で、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できる経費であること。
- 事業の完了後、支払証拠書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）の写

しを実績報告書に添付し、補助対象経費として認められるものについては精算払で支払うものであること。

## 7 応募手続

本申請の様式等は、佐渡市ホームページからダウンロードすること。

### (1) 公募期間

令和5年12月15日（木）17時まで ※必着

### (2) 提出書類

①令和5年度佐渡市進出企業定着・地域活性化支援事業補助金公募申請書

②（別紙1）事業計画書

③（別紙2）事業収支予算書

④事業の内容がわかる資料等

⑤サテライトオフィス等への入居が確認できるもの

⑥進出企業と地元企業等との連携協定が確認できるもの

⑦直近3期分の決算書の写し（創業2年未満の場合は1期分）

※ 事業計画書の各記載欄の幅は必要に応じて修正できるものとする。

※ 提出書類は、できる限りA4サイズに統一すること。

### (3) 提出先

佐渡市役所地域振興部移住交流推進課

E-mail : r-iju@city.sado.niigata.jp

### (4) 提出方法

件名に「佐渡市進出企業定着・地域活性化支援事業補助金公募申請（事業者名）」を明記のうえ、電子メールにより提出すること。

※メール送付後は、必ず提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

5MB以上の容量の場合、ファイル便等により送信すること。

### (5) 応募に際しての留意事項

○ 当該年度で同一の者が応募できるのは1件に限る。

○ 応募に当たって、提出書類の記載に明らかな不備がある場合又は必要書類が添付されていない場合は受理しない。

○ 同様の内容で、国、県、市町村、その他団体から補助金等が支出されている事業は応募できないものであること。

○ 提出された書類は返却しない。

## 8 事業採択の決定方法

### (1) 審査方法等

提出書類に基づき、審査委員会において書面審査を行い、その審査結果を参考に予算の範囲内で採択を決定する。

なお、審査の内容、審査結果等に係る問合せには応じない。

## (2) 審査における評価基準

以下のポイントに基づき評価を行う。

No.	項目	評価ポイント
1	目的適合性	進出企業と地元企業が連携した地域活性化に資する取組となっているか。
2	独自性	進出企業と地元企業の特長や強みを活かすとともに、双方の連携により独自性が高まるコンセプトとなっているか。
3	事業計画の実現性	事業化が見込まれる事業計画となっているか。
4	事業費の適正・妥当性	事業費が適正であり、かつ妥当性のある経費となっているか。
5	雇用の創出・地域経済への波及性	雇用、地域経済の活性化に貢献する取組となっているか。
6	進出企業の定着・事業の定着性	進出企業の定着につながる計画となっているか、事業が将来にわたり提供できる継続性が見込めるものであるか。
7	業務遂行能力	実施体制が整っているか。

## (3) 採否の通知

採否の結果について、後日、応募者宛に電子メールにより通知する。

なお、不採択の理由についての問合せには応じない。

## 9 採択者条件

採択を受けた者は、以下の事項を遵守すること。

- 本事業の公募の採択者については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生テレワーク型）の「進出企業定着・地域活性化支援事業」への応募のため、市が指定する様式により事業計画書を提出すること。
- 事業計画書は、市が指定する期日までに必ず提出すること。
- 本事業は、内閣府及び新潟県からの交付決定並びに令和5年度佐渡市当初予算の議会議決をもって執行するもので、補助事業者として確約するものではない。
- 内閣府及び新潟県からの交付決定並びに令和5年度佐渡市当初予算の議決後、「佐渡市進出企業定着・地域活性化支援事業補助金交付要綱」に基づき補助金交付申請書を提出すること。

## 10 問い合わせ先

佐渡市役所 地域振興部 移住交流推進課

担当：西牧、木下

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

TEL 0259-67-7153 FAX 0259-63-5125

メール：r-iju@city.sado.niigata.jp